

第6期須恵町障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

令和3年度
～
令和5年度



令和4年3月
須恵町

ごあいさつ

歴史的にわが国では、日常生活の中で困ったときの相談、支援が必要な場合は、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、それを担い支えてきましたが、核家族化や共働き世帯の増加など社会の変化に伴い、それまで地域や家庭が果たして来た役割を公的支援が担うべく、ライフステージごとに社会保障制度の充実が図られてきました。

しかしながら、昨今、多岐にわたる課題を抱え複合的な支援が必要な事例が増え、「高齢者」「障がい者」「子ども」といった対象者ごとに「縦割り」で整備された従来の公的支援の方法だけでは対応が困難なケースが増加しつつあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生により、様々な面において「新しい生活様式」の定着が求められ、自粛活動の長期化も、地域とのつながりの希薄化によりますます日々の生活の中で孤立し、身体的にも精神的にも支えが必要な住民が増えています。

本町としましては、住み慣れた地域で安心して暮らしていける町づくりのために本計画を策定し、地域の皆様をはじめ、福祉関係者・支援関係機関などと連携して地域福祉の推進に取り組んでまいります。

町民の皆様には、見守りや居場所づくりなどの活動を通じて、困りごとを抱える個人や世帯を早期に発見し、手を差し伸べることで支援につないでいただくとともに、住民同士のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するために、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見をいただきました策定会議委員の皆様、住民アンケートに御協力いただきました皆様、そのほか策定に関わっていただきました関係各位に対しまして、心より深くお礼申し上げます。

令和4年3月

須恵町長 平松 秀一



目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ及び目的	2
(1) 計画の法的な位置付け	2
(2) 他計画との関係	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 須恵町の現状と今後の見込みについて	4
1 須恵町の人口	4
(1) 人口ピラミッド	4
(2) 人口の推移	4
2 障がい者を取り巻く現状	6
(1) 身体障害者手帳所持者数の状況	6
(2) 療育手帳所持者数の状況	7
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況	8
(4) 指定難病患者の状況	8
(5) 障がい児の就学を取り巻く状況	9
(6) 障がい者の労働・雇用の現状	9
(7) 障がい福祉サービスの状況	10
第3章 基本理念と基本方針	11
1 基本理念	11
2 基本方針	12
第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み	13
1 訪問系サービス	13
(1) サービスの種類と内容	13
(2) 訪問系サービスの実績と今後の見込み	14
2 日中活動系サービス	15
(1) サービスの種類と内容	15
(2) 日中活動系サービスの実績と今後の見込み	16
3 障がい児通所支援	17
(1) サービスの種類と内容	17
(2) 障がい児通所支援の実績と今後の見込み	18
4 居住系サービス	19
(1) サービスの種類と内容	19
(2) 居住系サービスの実績と今後の見込み	19
5 相談支援	20
(1) サービスの種類と内容	20
(2) 相談支援の実績と今後の見込み	20

6	地域生活支援事業	21
	(1) サービスの種類と内容	21
	(2) 地域生活支援事業の実績と今後の見込み	22
7	本町の独自事業	23
	(1) サービスの種類と内容	23
	(2) 本町の独自事業の実績と今後の見込み	24
第5章	成果目標と活動指標の設定	25
1	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
2	福祉施設入所者の地域生活への移行	25
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	26
4	福祉施設から一般就労への移行等	26
5	就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率	26
6	障がい児支援の提供体制の整備等	27
	(1) 児童発達支援センターの設置	27
	(2) 保育所等訪問支援の充実のための体制整備	27
	(3) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保と体制整備	27
	(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	27
	(5) 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	27
7	相談支援体制の充実・強化等	28
	(1) 総合的・専門的な相談支援	28
	(2) 地域の相談支援体制の強化	28
8	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	28
	(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	28
	(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	28
第6章	計画の円滑な実施にあたって	29
1	障がい者等に対するの虐待防止	29
2	障がいを理由とする差別の解消の推進	29
3	事業所における利用者の安全確保に向けた取り組み	29
第7章	計画の進行管理	30
資料編		31
1	計画策定の過程	31
2	須恵町福祉計画策定委員名簿	31

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

現在、わが国は少子高齢化が進行し、人口減少期に突入しています。本町においても、高齢化は進行を続けており、いわゆる2025年問題(団塊の世代が医療や介護ニーズの高い75歳以上の後期高齢者となることで、社会保障費の増大が懸念される問題)が間近に迫っていることで、医療や介護などのニーズ、社会保障費の増大などが想定されています。

また、高齢化の進行とあわせて、核家族化の進行、単身世帯の増加、働き方や生活様式の変化等により、これまでになかった課題を抱える世帯も増えつつあります。

このような変化の激しい中で、国の方針として、「地域共生社会」の実現が推進されています。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わる全ての人が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の一部改正が行われました。

本町においても、前計画期間中における成果目標の達成状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、3年に一度の障がい福祉計画・障がい児福祉計画見直しの時期を迎えたことをうけ、新しい基本指針に基づく「須恵町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

2 計画の位置づけ及び目的

(1) 計画の法的な位置付け

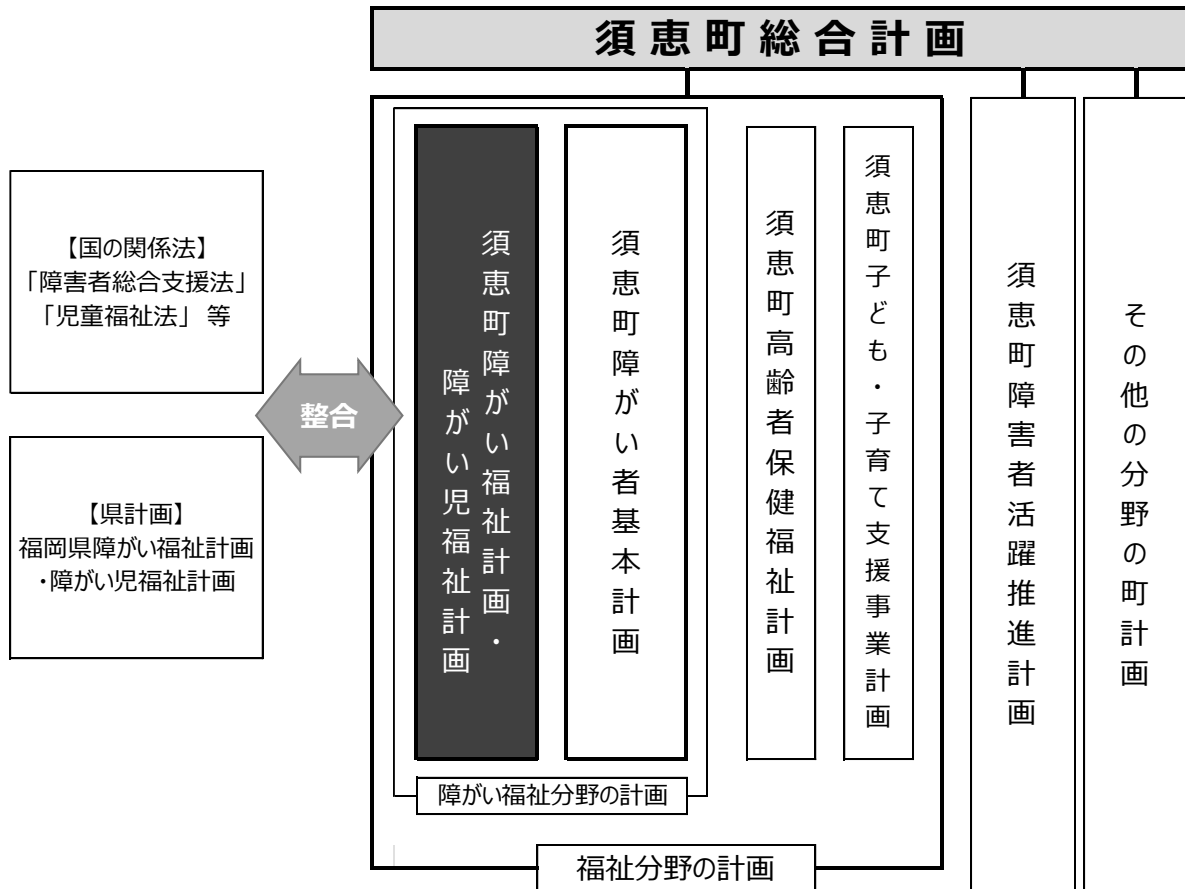
第6期須恵町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、「障がい福祉サービス」、「雇用・就業」、「障がい児通所支援等の提供体制その他障がい児通所支援等障がい福祉サービス」等の円滑な実施について定めた計画であり、3年を1期として策定する短期の計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、障がい者の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画として、3年を1期として策定する計画です。

また、本計画は上位計画である「第六次須恵町総合計画」、関連計画である「須恵町障がい者基本計画(障がい者プラン)」、「須恵町障害者活躍推進計画」及び国の基本方針、県の関連計画との整合性と調和を図り、策定しました。

図表 1 他計画との関係



3 計画の期間

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表 2 計画の期間

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		第6次須恵町総合計画 (R2-R4年度)			第7次須恵町総合計画 (R5-R8年度)			第8次須恵町総合計画 (R9-R12)			
	須恵町障がい者基本計画 (H24-R2年度)		須恵町障がい者基本計画 (R3-R11年度)								
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (H30-R2年度)		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (R3-R5年度)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (R6-R8年度)			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画 (R9-R11年度)			
高齢者保健福祉計画 (H30-R2年度)		高齢者保健福祉計画 (R3-R5年度)			高齢者保健福祉計画 (R6-R8年度)			高齢者保健福祉計画 (R9-R11年度)			

4 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、難病患者も「障がい者」に含まれます。

なお、18歳未満の「障がい者」を指すときは、「障がい児」と表記します。

第2章 須恵町の現状と今後の見込みについて

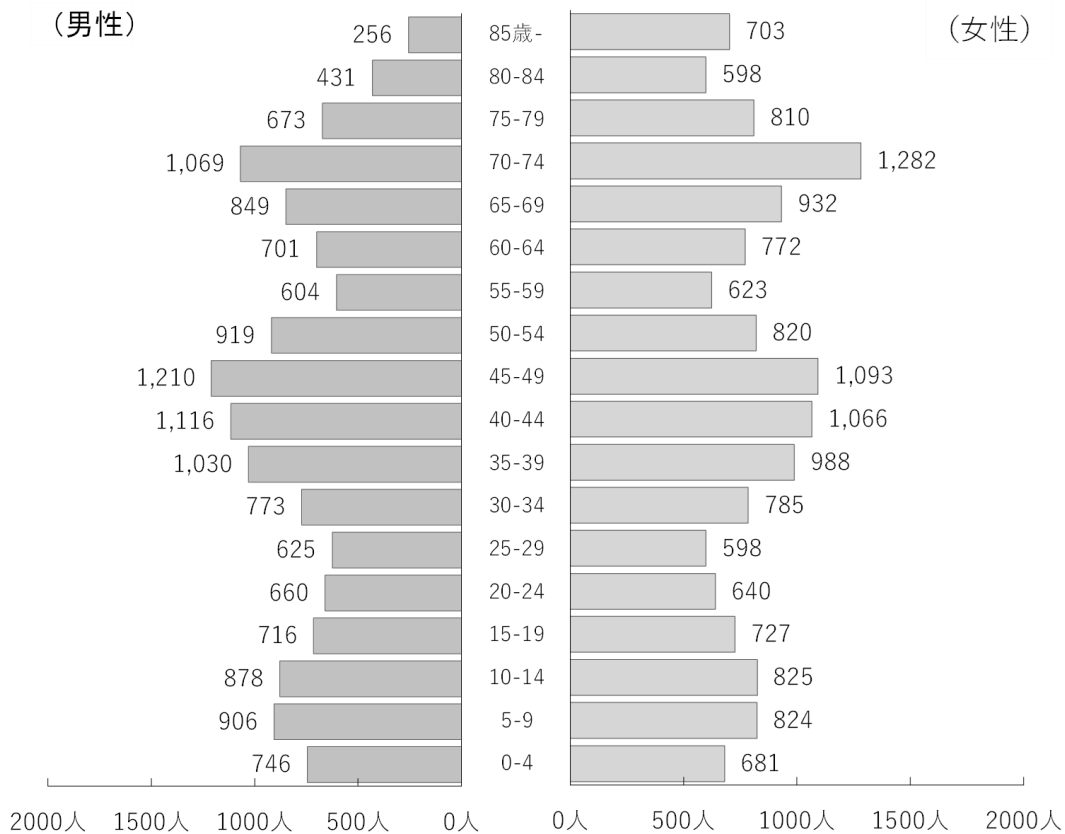
1 須恵町の人口

(1) 人口ピラミッド

本町の総人口は令和3年3月31日時点で28,929人であり、そのうち65歳以上の高齢者が7,603人、高齢化率は26.3%となっています(図表 3)。

年齢階層別にみると、女性は70歳～74歳、男性は45～49歳の人口が最も多くなっています。

図表 3 人口ピラミッド



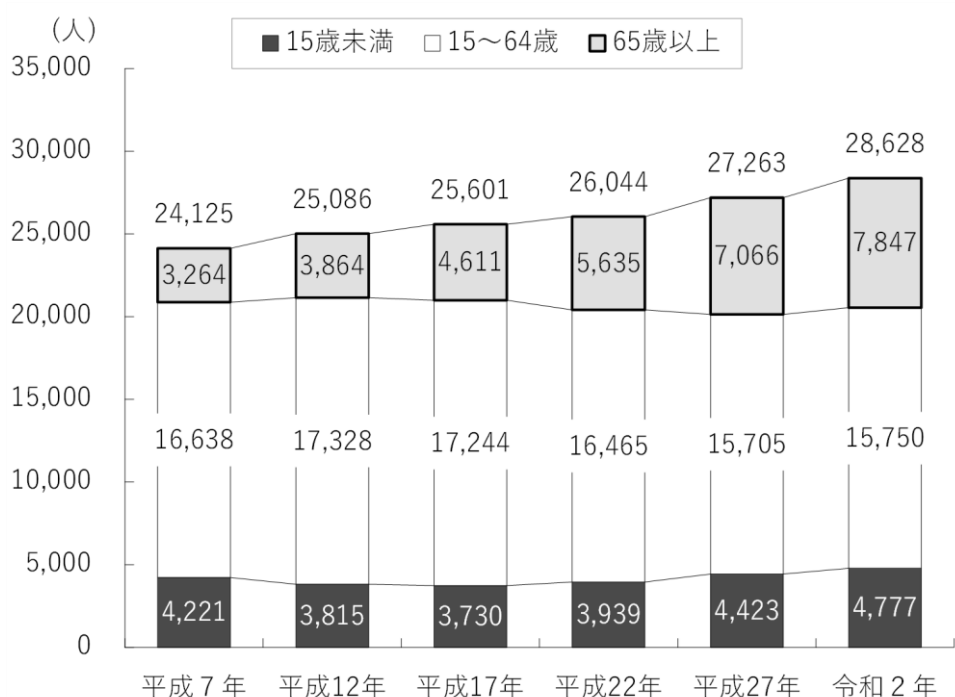
資料：住民基本台帳（令和3年3月末現在）

(2) 人口の推移

人口の推移をみてみると、総人口は平成7年以降、増加傾向で推移していることがわかります(図表 4)。

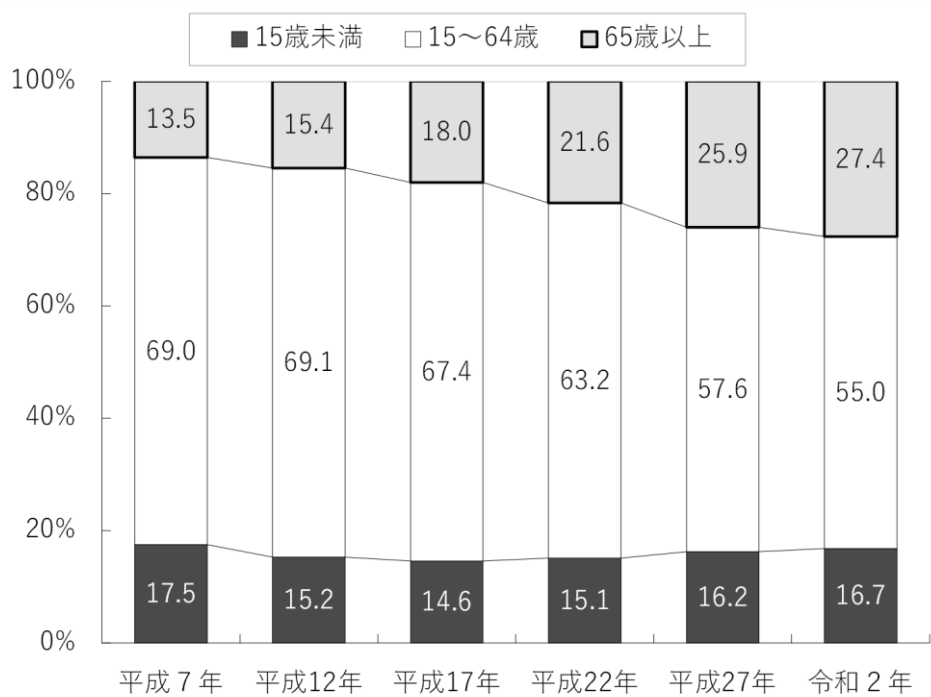
内訳をみると、15歳未満である年少人口は平成7年から減少を続けていましたが、平成17年を境に増加に転じています。一方、高齢人口は平成7年以降、継続して増加を続けており、高齢化が進行していることがわかります(図表 4・図表 5)。

図表 4 人口の推移（年齢3区分別）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表 5 人口割合の推移（年齢3区分別）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

2 障がい者を取り巻く現状

(1) 身体障害者手帳所持者数の状況

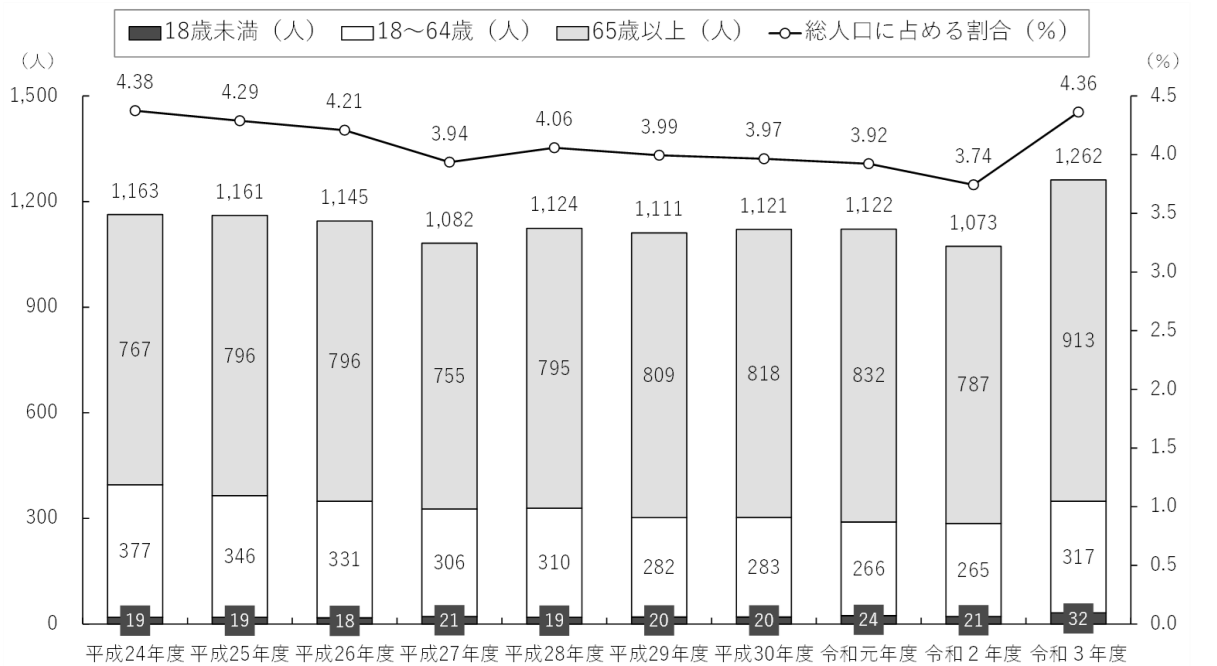
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年度まで横ばいから微減傾向となっており、令和3年度にかけて増加しています(図表 6)。

また、半数以上が65歳以上の高齢者となっています。

障がい種別で見ると、最も割合が高いのは肢体不自由であり、全体の55.6%、次いで内部障がい(29.0%)の割合が高く、肢体不自由と内部障がいによって身体障害者手帳所持者全体の84.6%を占めます(図表 7)。

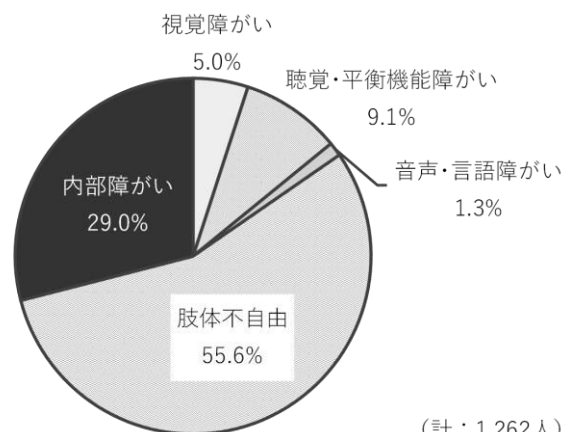
身体障がいは他の障がいに比べて高齢者が占める割合が高いという特徴があることから、今後の後期高齢者の増加によって、身体障害者手帳所持者数がさらに増えることも予想されます。

図表 6 身体障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課 (各年4月1日現在)

図表 7 障がい種別身体障害者手帳所持者数



(計：1,262人)

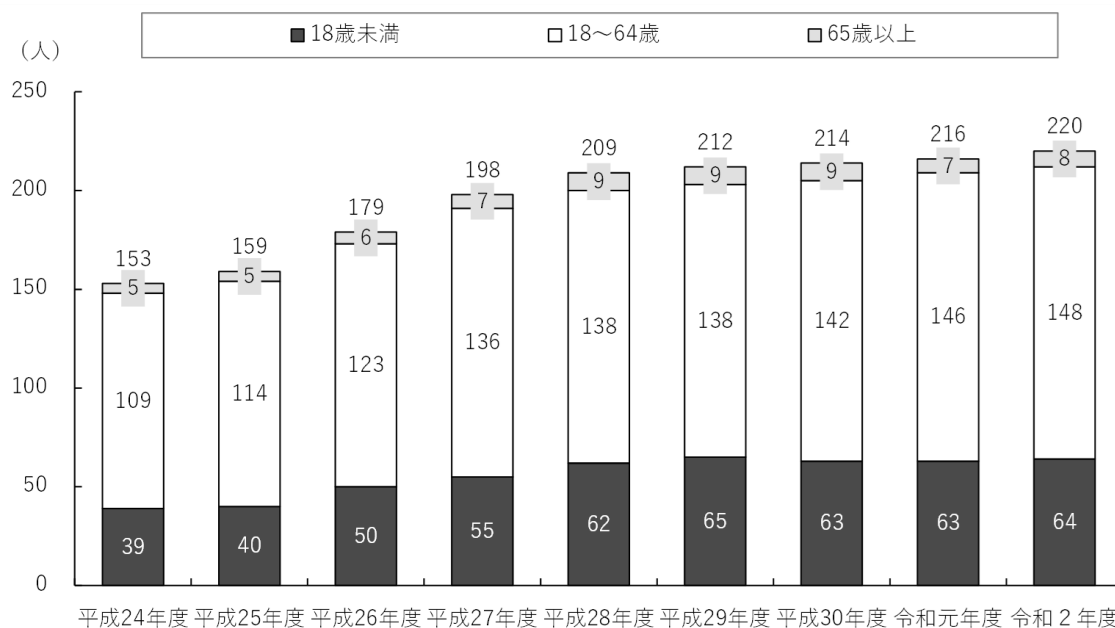
資料：福祉課 (令和3年4月1日現在)

(2) 療育手帳所持者数の状況

本町の療育手帳所持者は増加傾向が続いています(図表 8)。

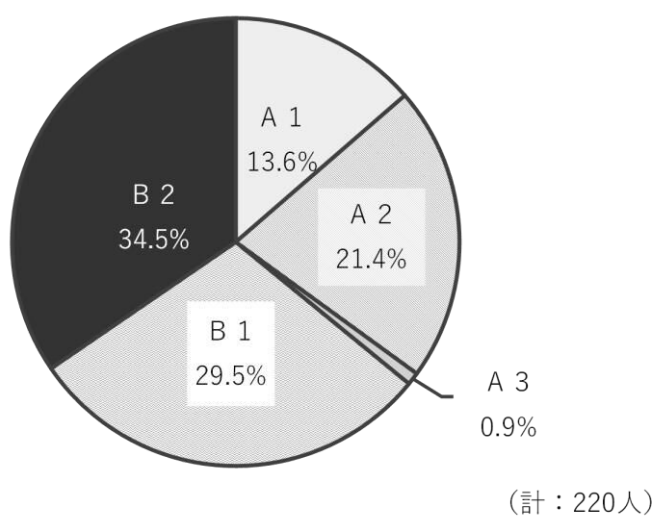
令和2年度の療育手帳所持者数は220人となっており、平成24年度(153人)からの8年間で約1.4倍となっています。

図表 8 療育手帳所持者数の推移 (年齢階層別)



資料：福祉課 (各年4月1日現在)

図表 9 療育手帳所持者の障がい程度別割合



資料：福祉課 (令和2年4月1日現在)

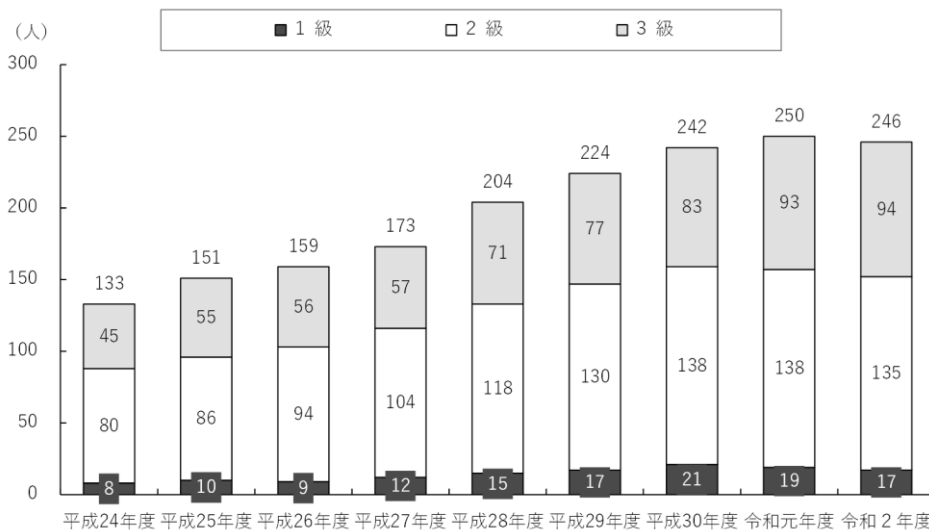
※過去に「A」「B」の2区分で判定された療育手帳の所持者は、A1～A3、B1～B2の内訳には含んでいない。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成24年以降、増加傾向が続いており、令和2年度までの8年間で約1.8倍となっています(図表 10)。

等級別にみると、平成24年度から令和2年度までで1級、3級が約2倍、2級が約1.6倍となっています。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (等級別)



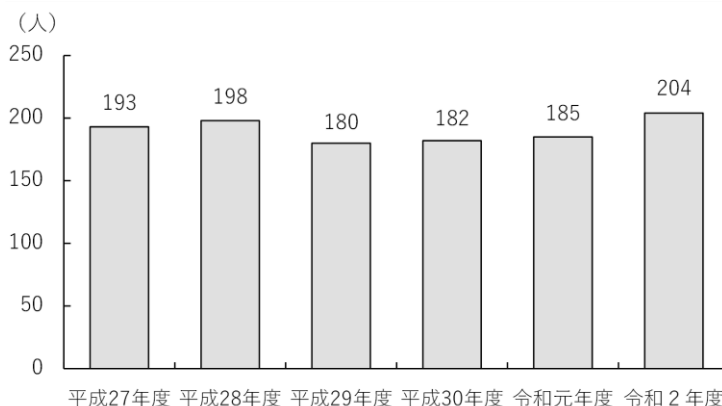
資料：福祉課 (各年4月1日現在)

(4) 指定難病患者の状況

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から、指定難病にかかっている方に対する新たな医療費助成制度が始まりました。この法律に基づく医療費助成対象疾病は平成27年1月1日に56疾病から110疾病となり、平成27年7月1日から306疾病、平成29年4月1日から330疾病、平成30年4月1日には331疾病、令和元年7月1日に333疾病に拡大されました。

本町の特定医療費(指定難病)受給者証所持者数をみると、平成27年以降、多少の増減はあるものの、横ばい傾向で推移していることがわかります(図表 11)。

図表 11 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の推移



資料：福祉課 (各年4月1日現在)

(5) 障がい児の就学を取り巻く状況

特別支援学校及び特別支援学級の就学等状況は下記のとおりです(図表 12・図表 13)。

図表 12 特別支援学校への就学状況

学校名	所在地	設置者	須恵町からの在学人数 (人)			計
			小学部	中学部	高等部	
古賀特別支援学校	古賀市	県	14	7	4	25
福岡特別支援学校	新宮町	県	3	2	5	10
合計			17	9	9	35

資料：福祉課 (令和2年5月1日現在)

図表 13 特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	学級数	8	10	11	13	14	21	26	27	29
	児童数	42	59	66	78	78	115	143	155	174
中学校	学級数	4	4	5	5	5	5	6	6	8
	児童数	16	22	23	27	25	28	33	40	47

資料：福祉課 (各年5月1日現在)

(6) 障がい者の労働・雇用の現状

令和3年6月1日現在、町の行政機関における障がい者雇用率は事務部局3.1%、教育委員会4.4%となっています(図表 14)。

図表 14 須恵町の障害者雇用状況

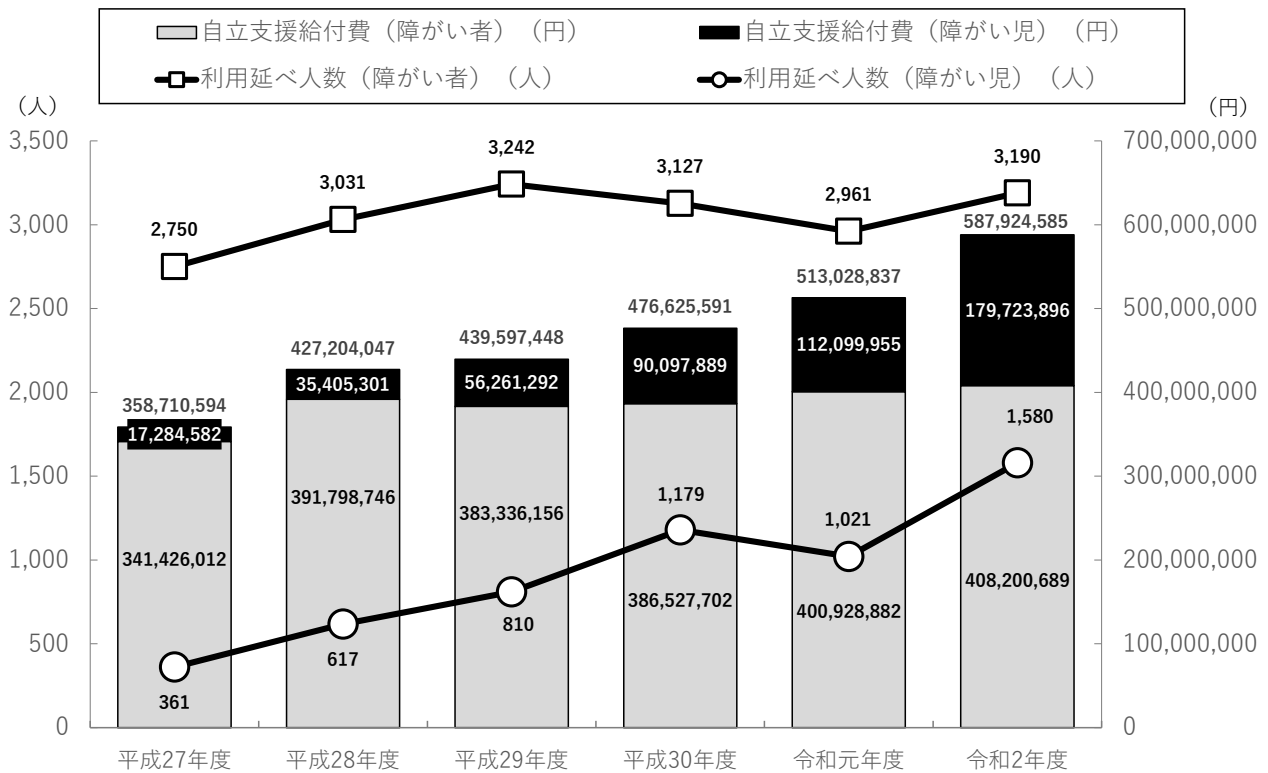
部局	職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
事務部局	129人	129人	4人	3.1%	2.6%
教育委員会	116人	45人	2人	4.4%	2.5%

資料：福祉課 (令和3年6月1日現在)

(7) 障がい福祉サービスの状況

障がい福祉サービスの利用者は、平成27年度から令和2年度までに障がい者で440人(1.16倍)、障がい児で1,219人(4.38倍)の増加となっています。また、サービス利用者の増加に伴い、自立支援給付費も年々、継続して増加していることがわかります(図表 15)。

図表 15 障がい福祉サービスの利用実績・利用延べ人数



資料：福祉課（各年4月1日現在）

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

「第5期須恵町障がい福祉計画・第1期須恵町障がい児福祉計画」では、「リハビリテーション・ノーマライゼーション」の基本理念のもと、「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」、「3障がいの制度の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」の3つの基本方針を掲げ、計画を推進してきました。

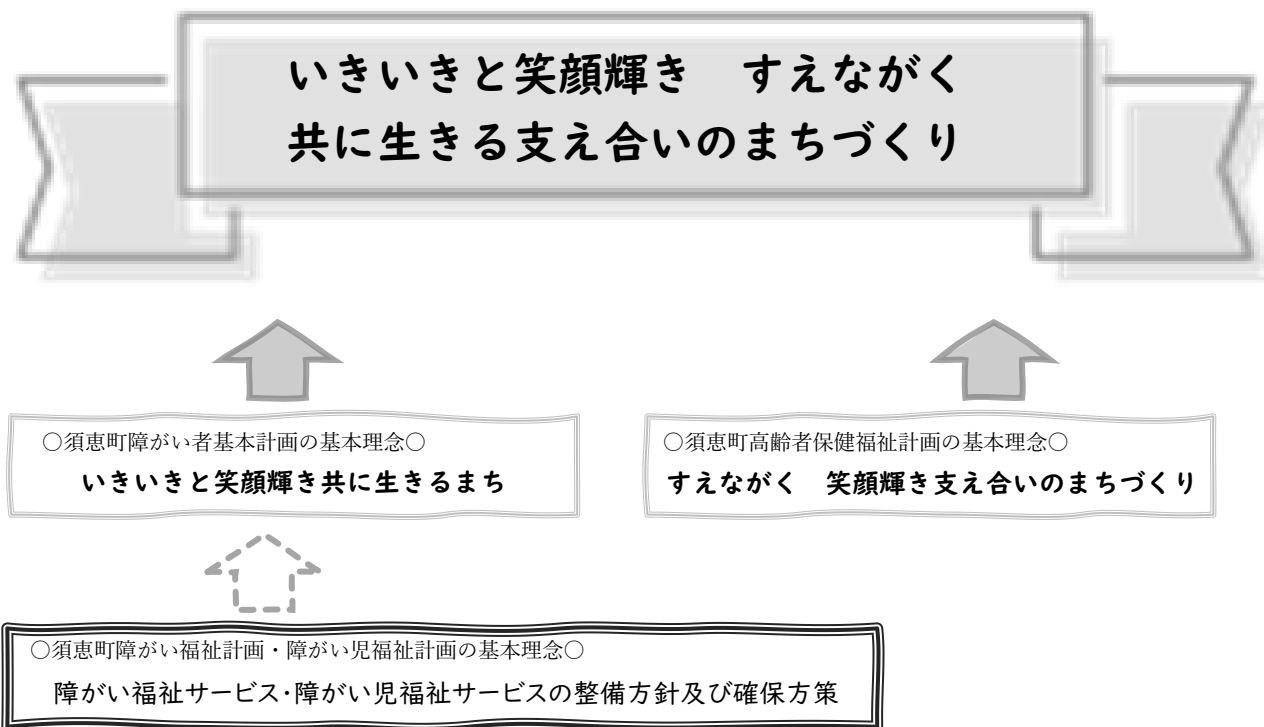
本計画は、障がい者基本計画と国の指針に基づき、本町の障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がい者を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる基本計画です。

本計画並びに「須恵町障がい者基本計画(障がい者プラン)」、「須恵町高齢者保健福祉計画」は、地域共生社会の実現に向けた福祉分野の取り組みを総合的に推進していくための計画として、一体的に策定しています。「須恵町障がい者基本計画(障がい者プラン)」、「須恵町高齢者保健福祉計画」との整合を図るため、横断的な基本指針、基本理念を設定しています。

そのため、本計画では「いきいきと笑顔輝き すえながく 共に生きる支え合いのまちづくり」の基本理念のもと、計画を推進していきます。

また、基本理念達成のため、アンケート調査やヒアリング調査、本町の障がい者・高齢者を取り巻く現状からの課題等を踏まえ、横断的な基本方針を設定しています。

○須恵町福祉計画の基本理念○



2 基本方針

本町の障がい者を取り巻く現状及びアンケート調査、ヒアリング調査から整理した諸課題の解決と、本町の障がい者福祉における課題の解決と基本理念の実現に向け、以下の3つの目標を掲げ、計画を推進します。

【基本方針1】

共生と支え合いのまちづくり

地域共生社会の実現に向け、町民の意識啓発や相談支援の充実、地域とのつながりの充実、行政・事業所・関係団体・地域等との連携の推進等により地域共生社会の実現を目指した支え合いのまちづくりを推進します。

【基本方針2】

健康でいきがいをもって暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で生活続けることができるよう、医療・介護・福祉サービスの提供体制の充実や適切なサービス利用の促進、社会参加等の取り組み等を通じて、生涯健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進します。

【基本方針3】

安心して安全なまちづくり

障がい者の暮らしを支えるため、防犯対策や権利擁護の推進、緊急・災害発生時の体制整備、快適な住環境を提供するための生活環境の整備等の安心・安全なまちづくりを推進します。

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、障がい福祉サービスの計画期間における各種事業量を見込みました。

1 訪問系サービス

利用者の居宅に訪問し、自宅での日常生活や外出時の支援を行うサービスです。

(1) サービスの種類と内容

サービス種類		サービス内容
1	居宅介護	ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
2	重度訪問介護	ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。
3	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
4	行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
5	重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

(2) 訪問系サービスの実績と今後の見込み

居宅介護の利用は増加傾向となっています。また、同行援護については利用人数が横ばいで推移しており、その他の障がい福祉サービスについては実績がありません。

ただし、障がい福祉サービス全体の利用者が増加傾向にあることから、今後のニーズの多様化や利用者の増加に対応できるよう新たな事業所の参入が求められます。

適切なサービス利用につながるよう、事業者や各関係団体と協議を行いつつ、障がい福祉の推進に努めます。

サービス種類	サービス単位	実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1 居宅介護	時間数/月	267	277	316	376	396	416
	実人数/月	28	25	30	34	36	38
2 重度訪問介護	時間数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0
3 同行援護	時間数/月	3	14	11	22	22	22
	実人数/月	2	2	2	3	3	3
4 行動援護	時間数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0
5 重度障害者等包括支援	時間数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0

2 日中活動系サービス

日中、事業所において提供するサービスです。

(1) サービスの種類と内容

サービス種類		サービス内容
1	生活介護	常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
2	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、理学療法や作業療法による訓練を一定期間行うサービスです。
3	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、入浴、排せつ及び食事に関する訓練を一定期間行うサービスです。
4	就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
5	就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
6	就労継続支援（B型）	年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人等に働く場を提供するとともに必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
7	就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るために、関係機関との連絡調整や相談、指導、助言を行うサービスです。
8	療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。
9	短期入所 （福祉型・医療型）	居宅で介助（介護）する人が病気その他の理由により、短期間（夜間含む）、事業所において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。医療型については、医療的ケアを伴うサービスです。

(2) 日中活動系サービスの実績と今後の見込み

就労継続支援(B型)については利用者が増加傾向にあります。

生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型)、療養介護、短期入所(福祉型)については大きな実績の伸びはありませんが、利用実績横ばいで推移しています。これらのサービスは、ある程度の利用者のニーズが存在しているものと考えられます。

障がい福祉サービス全体の利用者が増加傾向にあることから、今後のニーズの多様化や利用者の増加に対応できるよう、新たな事業所の参入が求められます。

また、就労定着支援については令和元年度まで実績がありませんでしたが、令和2年度では月あたり5名の利用実績となっており、今後もある程度のニーズが予想されることから、就労している障がい者や雇用者への情報提供の充実を図るとともに、働き続けることのできる環境づくり等フォローアップに努める他、就労定着支援事業の利用等調整を行い、障がい者の就労の定着につなげます。

サービス種類	サービス単位	実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1 生活介護	時間数/月	1218	1229	1197	1247	1297	1347
	実人数/月	63	61	62	63	64	65
2 自立訓練 (機能訓練)	時間数/月	17	0	0	15	15	15
	実人数/月	1	0	0	1	1	1
3 自立訓練 (生活訓練)	時間数/月	24	44	54	50	50	50
	実人数/月	2	2	5	4	4	4
4 就労移行支援	時間数/月	222	138	112	125	150	200
	実人数/月	18	18	19	18	19	20
5 就労継続支援 (A型)	時間数/月	463	485	456	515	515	515
	実人数/月	34	34	34	35	35	35
6 就労継続支援 (B型)	時間数/月	471	537	537	650	680	710
	実人数/月	30	32	38	42	44	46
7 就労定着支援	実人数/月	0	0	5	4	5	6
8 療養介護	実人数/月	7	7	7	8	8	8
9 短期入所(福祉型)	時間数/月	52	50	44	39	44	44
	実人数/月	19	18	15	10	15	15
	時間数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0

3 障がい児通所支援

障がい児に対し、事業所において提供するサービスです。

(1) サービスの種類と内容

サービス種類		サービス内容
1	児童発達支援	未就学の障がい児について、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。
2	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。
3	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。
4	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
5	医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。

(2) 障がい児通所支援の実績と今後の見込み

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については実績が年々増加しています。居宅訪問型児童発達支援及び医療型児童発達支援については、現在のところ利用実績はありません。

今後の利用者の増加に対応できるよう、引き続き適切なサービスを提供していく必要があるとともに、多様化するニーズや地域の実情等を把握し、適切な利用につなげていく必要があります。居宅訪問型児童発達支援については障がい児福祉サービスの利用者増加を踏まえ、量を見込んでいます。

サービス種類	サービス単位	実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1 児童発達支援	時間数/月	124	125	201	290	340	380
	実人数/月	19	26	34	44	50	55
2 放課後等デイサービス	時間数/月	550	679	1014	1225	1335	1445
	実人数/月	50	57	87	102	117	132
3 保育所等訪問支援	時間数/月	0	1	12	15	18	21
	実人数/月	0	2	9	12	15	18
4 居宅訪問型児童発達支援	時間数/月	0	0	0	5	5	5
	実人数/月	0	0	0	1	1	1
5 医療型児童発達支援	時間数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0

4 居住系サービス

夜間、居住の場を提供し、実施するサービスです。

(1) サービスの種類と内容

サービス種類		サービス内容
1	自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。
2	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
3	施設入所支援	生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

(2) 居住系サービスの実績と今後の見込み

共同生活援助(グループホーム)については、実績は横ばいから微増傾向で推移しています。

ただし、令和3年度現在、町内に事業所がないため、新たな事業所の参入が求められます。今後、地域で生活をしていくことができるよう体制づくり等を進め、障がい福祉サービスの推進を図ります。

サービス種類	サービス単価	実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1 自立生活援助	実人数/月	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者の数	0	0	0	0	0	0
2 共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	37	37	39	40	41	42
	うち精神障がい者の数	9	10	12	13	14	15
3 施設入所支援	実人数/月	25	24	24	23	23	23

5 相談支援

サービス利用にかかる計画策定、調整等を行うサービスです。

(1) サービスの種類と内容

サービス種類		サービス内容
1	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談対応をするサービスです。
2	地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に対して、常時連絡体制を確保し、緊急事態時等に相談対応するサービスです。
3	計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画の策定、サービスの利用状況のモニタリング、関係者との連絡調整を行うサービスです。
4	障害児相談支援	障がい児通所支援のサービス利用者に対し、障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況のモニタリング、関係者との連絡調整を行います。

(2) 相談支援の実績と今後の見込み

計画相談支援、障がい児相談支援については実績が年々増加しており、今後のニーズの多様化や利用者の増加に対応できるよう、引き続き適切なサービスを提供していく必要があります。また、地域移行支援、地域定着支援については、今現在は利用実績がありませんが、今後、多様なニーズや利用者の増加に対応できるように体制を整備し、障がい福祉の推進に努めます。

サービス種類	サービス単価	実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1	地域移行支援 実人数/月	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者の数 実人数/月	0	0	0	0	0	0
2	地域定着支援 実人数/月	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者の数 実人数/月	0	0	0	0	0	0
3	計画相談支援 実人数/月	171	166	183	190	195	200
4	障がい児相談支援 実人数/月	65	81	120	140	160	180

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、本町の地域性や町民のニーズに応じて実施するものです。

(1) サービスの種類と内容

サービス種類		サービス内容
1	障がい者相談支援事業	障がい者や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。
2	自立支援協議会の設置	障がい福祉の体制づくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場である「地域自立支援協議会」を設置し、障がい福祉に関する相談体制の構築及び協議・検討を行います。
3	日常生活用具給付事業	日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。
4	移動支援事業	屋外の移動が困難な障がい者に対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。
5	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。
6	手話奉仕員養成研修事業	一般市民に対して、日常会話程度の手話表現技術を習得できる講習会を開催することにより、手話表現技術を習得した受講者が聴覚障がい者との地域での交流促進を図ることを目的とした事業です。
7	地域活動支援センター事業	障がい者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域との交流の促進等の支援を行うサービスです。
8	成年後見制度利用支援事業	知的・精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とした事業です。

(2) 地域生活支援事業の実績と今後の見込み

日常生活支援事業については、利用実績はおおむね横ばいで推移していますが、今後も一定以上のニーズがあるものと見込まれます。

移動支援事業については、今後の利用者やその家族構成等の変化に伴うニーズの多様化に対応することで、利用者の社会参加や余暇支援の充実、家族の一時的な休息等につなげていきます。また、制度の周知啓発のため、利用者やその家族に対する情報提供等に努めます。

成年後見制度利用支援事業については、令和2年度時点で利用実績はありません。一方で、犯罪や詐欺等の手口は年々巧妙化しており、それらの犯罪行為から障がい者の権利・財産等を守る必要があります。判断能力が不十分なことにより障がい者が不利益を被らないよう、制度についての周知を図る必要があることから、本計画期間中でも量を見込み、利用者の円滑な支援に努めます。

サービス種類	サービス単位	実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1 障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
2 自立支援協議会の設置	設置数	1	1	1	1	1	1
3 日常生活用具給付事業	給付件数/年	555	601	542	600	600	600
4 移動支援事業	時間数/月	345	301	207	210	210	210
	実人数/月	24	29	16	19	21	23
5 日中一時支援事業	時間数/月	8	10	8	6	10	10
	実人数/月	5	3	3	1	3	3
6 手話奉仕員養成研修事業	受講者数	5	0	7	7	0	7
7 地域活動支援センター事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
8 成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	0	0	0	1	1	1

※日常生活用具給付事業について、継続的に給付する用具（ストマ装具、紙おむつ）の件数は1か月分を1件としています。

※計画値のうち月単位ものは各年度の3月を基準としています。

7 本町の独自事業

本町の独自事業は、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を補完するなどの理由により実施するものです。

(1) サービスの種類と内容

サービス種類		サービス内容
1	障がい者相談員事業	障がい者相談員が専門的な知識等に基づいて、身体障がい者や知的障がい者、また、その家族から相談に応じる事業です。
2	福祉タクシー助成事業	重度の障がい者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的とする事業です。
3	住宅改造助成事業	身体障がい者等に対し、段差解消等の住宅改造に要する経費の助成を行うことにより、在宅生活における自立支援及び介護者の負担軽減を目的とする事業です。
4	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成し、障がい者の社会活動等の促進を目的とする事業です。
5	在宅酸素濃縮器使用電気料助成事業	呼吸器機能障がい者に対し、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金を助成することにより、健康維持を目的とする事業です。
6	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用を助成することにより、言語獲得とコミュニケーション能力向上の促進を目的とする事業です。
7	障がい児放課後等対策事業	障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とした放課後及び長期休業中の一時預かりを行います。

(2) 本町の独自事業の実績と今後の見込み

福祉タクシー助成事業については、利用者数は年々減少傾向にあるものの、町内の利用者として一定数は利用しており、障がい者の社会参加や外出機会の確保につながっているものと考えられます。今後も障がい者の社会参加や外出機会の確保として事業を進めていきます。

自動車運転免許取得・改造助成事業については横ばいで推移しています。自動車は本町の障がい者にとって重要な移動手段の一つであることから、障がい者の社会参加や活動の促進のためにも、移動手段を確保する取り組みは重要です。今後も障がい者の生活の向上等につながるように事業を継続していくとともに、情報の周知に努めることにより障がい福祉の促進に努めていきます。

障がい児放課後等対策事業については、障がい福祉サービス事業に参入する社会福祉法人や一般企業等の増加の影響もあり、利用者は減少傾向となっています。しかし、町民にとって身近な当事業は、家族の社会参加や就労支援、障がい児本人の成長の場となっています。今後も継続して事業を実施することで、須恵町の障がい児福祉の促進を図ります。

サービス種類	サービス内容	実績			見込み			
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
1	障がい者相談員事業	相談員数	2	2	2	2	2	
	相談件数/年	14	12	13	14	14	14	
2	福祉タクシー助成事業	実人数/年	401	296	321	350	350	350
3	住宅改造助成事業	助成件数/年	1	0	0	0	0	0
4	自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数/年	1	0	1	2	3	4
5	在宅酸素濃縮器使用電気料助成事業	実人数/年	8	11	12	10	10	10
6	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	実人数/年	0	0	1	1	1	1
7	障がい児放課後等対策事業	実人数/年	15	15	14	14	12	12

第5章 成果目標と活動指標の設定

「第5期須恵町障がい福祉計画・第1期須恵町障がい児福祉計画」では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。「第6期須恵町障がい福祉計画・第2期須恵町障がい児福祉計画」では、これまでの実績と本町の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていましたが、実際には未達成であり、今後の精神障がい福祉分野の支援体制の整備に努める必要があります。

糟屋地区(粕屋保健福祉事務所)との連携することも視野に入れ、関係機関と協議を行いながら検討を進めていきます。

2 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度末までに、平成29年度末現在の施設入所者(26人)の15.4%(4人)を地域生活へ移行すること及び平成29年度末現在の施設入所者の9.2%減の2人の削減を目標としていました。

令和2年度末までの地域生活移行者数は1人で、令和2年度末までの目標値に対する達成率は3.8%となっています。また、削減数は2人で目標値達成となっています。

本計画では、引き続き、グループホーム等の利用促進や訪問系・日中活動系サービスの利用により、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和2年度末時点における施設入所者(24人)の6.0%以上(2人)を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和2年度末時点から1.6%以上(1人)削減することを目標とします。

項目		数値
実績	令和2年度末現在の施設入所者数	24人
	令和2年度末までの削減数	2人
	令和2年度末までの地域生活移行者数	1人
目標値	令和5年度末の施設入所者数	21人
	令和5年度末までの削減数	1人
	令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められています。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門の人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、令和5年度末までに糟屋圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の整備を目標とします。整備にあたっては、糟屋中南部障害者(児)地域自立支援協議会を中心として、障がいのある人のニーズを総合的に捉えながら進めていきます。また、運用状況の検証、検討を年1回実施していきます。

基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は障がい福祉圏域において一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することが基本とされています。糟屋地区他市町と協議を進めながら、設置単位や設置方法について検討を進めていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

第5期須恵町障がい福祉計画では、令和2年度における年間の一般就労への移行者数の目標を9人と設定していました。令和2年度の一般就労移行者数は5人となっています。本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和2年度実績の1.27倍以上(7人)にすることを目標とします。

項目		数値
実績	令和2年度の年間一般就労移行者数	5人
	令和2年度末現在の就労移行支援事業利用者数	17人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数	7人
	(令和元年度実績の1.27倍以上)	7人
	(うち就労移行支援事業所利用者数)	6人
	(うち就労継続支援A型事業所利用者数)	1人

5 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者(7人)のうち、7割(5人)が就労定着支援事業を利用し、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

項目		数値
目標値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	5人
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	2人

6 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

第5期須恵町障がい福祉計画・第1期須恵町障がい児福祉計画では、令和2年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所設置することを目標としてきましたが、令和2年度末時点で未設置となっています。引き続き、令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所設置することを目指します。

(2) 保育所等訪問支援の充実のための体制整備

訪問支援が円滑に行えるよう、教育委員会等の関係機関と協力しながら保育所等訪問支援を利用できる体制をつくります。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保と体制整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する事業所について、適切な支援を受けることができる体制づくりを関係機関と協議していきます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、本町では、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を平成30年に設置しています。

今後も、医療的ケア児支援に関する課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図ります。

(5) 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

基本方針では、令和5年度までに市町村ごとまたは複数市町村による共同で、保健、医療、障がい福祉、教育の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関わるコーディネーターを配置することが求められています。自立支援協議会を活用することも視野に入れ、関係機関と協議を進めながら検討を進めていきます。

7 相談支援体制の充実・強化等

(1) 総合的・専門的な相談支援

委託相談支援事業所が中心となって相談支援体制の充実を図り、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行っていきます。

(2) 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、地域の相談機関との連携強化に取り組みます。

8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加促進に努め、業務の質の向上を図ります。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

第6章 計画の円滑な実施にあたって

1 障がい者等に対するの虐待防止

障がいのある人に対する虐待を未然に防止し、万が一、虐待が発生した場合には、迅速かつ適切に障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関との連携を図ることで、虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障壁を取り除くことが重要であることから、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動などを行います。

また、事業者等で障がいの特性に応じた必要かつ合理的な配慮がなされるよう、サービスの質の向上に努めるよう働きかけます。

3 事業所における利用者の安全確保に向けた取り組み

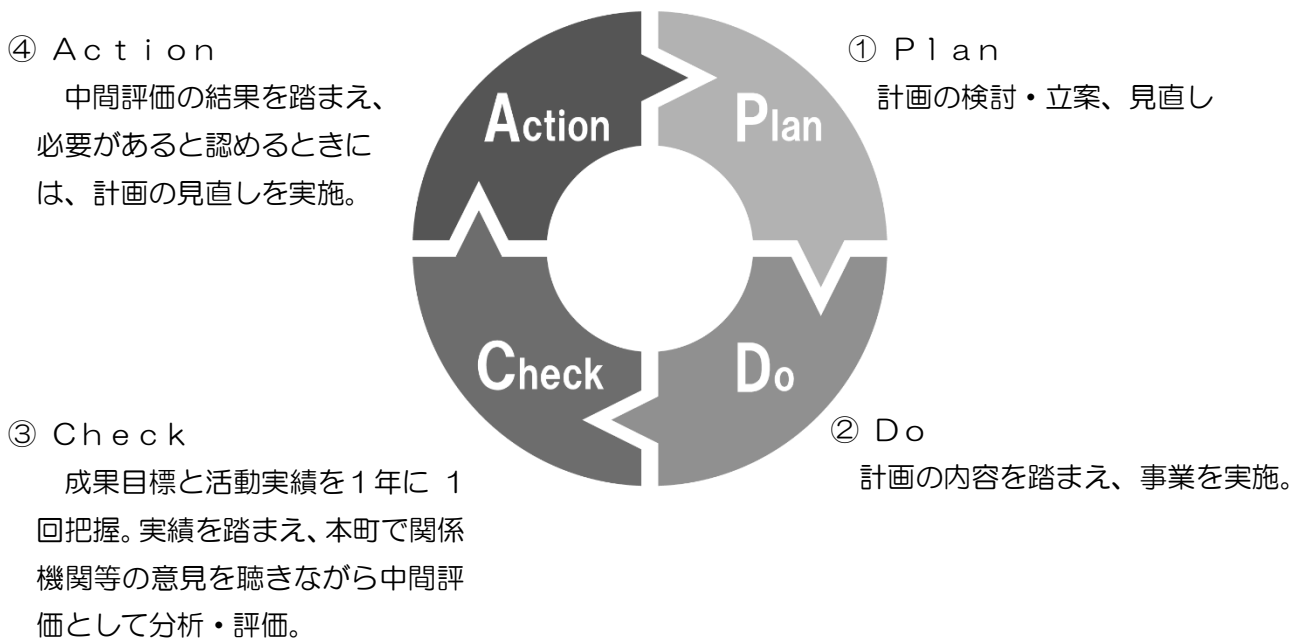
事業所、地域等と相互に連携し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることができるよう努めます。

また、サービス利用者が安心して生活できるよう、障がい者福祉サービス従事者へ向けた権利擁護に関する研修の実施、過重労働等の防止に取り組むことで、サービスの確保と質の向上に努めます。

第7章 計画の進行管理

本計画に定める事項については、下記のとおり、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更を含め、必要な措置を講じることとします。

図表 16 PDCAサイクル



資料編

1 計画策定の過程

期日	名称・内容
令和3年7月7日(水)～ 令和3年7月21日(水)	障がい者福祉に関する市民アンケート調査
令和3年8月2日(月)～ 令和3年8月19日(木)	障がい福祉サービス事業者アンケート・関係団体ヒアリング調査
令和4年3月23日(水)	須恵町障がい者基本福祉計画・高齢者保健福祉計画策定委員会

2 須恵町福祉計画策定委員名簿

氏名	所属・団体
三角 良人	須恵町社会福祉協議会会長
印藤 勝人	区長会代表
三角 栄重	議会(文教厚生委員長)
田ノ上 真	議会(総務建設産業委員長)
末吉 澄子	民生委員・児童委員協議会代表
白橋 斉	保健・医療関係者代表(正信会水戸病院)
森田 公一	老人福祉施設関係者代表(若杉の里理事長)
北坂 順子	須恵町共生のまちづくり推進協議会会長
國寺 猛	須恵町シニアクラブ連合会会長
石松 健児	須恵町身体障がい者福祉協会会長
稲永 修司	副町長
今泉 英明	福祉課課長
吉本 孝治	子ども教育課課長
舛本 直明	健康増進課課長

※敬称略、順不同

第6期須恵町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

令和 4年 3月

編集・発行	須恵町役場 福祉課
企画・編集	福岡県糟屋郡須恵町須恵771
電話番号	092-932-1151 (代表)

